

仕様書

1 業務名称

SNS キャンペーン企画運営業務

2 業務

- ・ Instagram を用いて、佐賀市のおすすめスポット等の写真・動画及びそれらの説明文の投稿を募集するキャンペーンを大会期間中に 1 回行う。
- ・ 募集前及び募集期間にキャンペーンに係る告知用素材等の製作・配布・発送・設置を行う。
- ・ 募集期間は、令和 6 年 9 月初旬から 10 月末までとする。
- ・ 入賞候補となる投稿を発注者との協議の上で選定し、発注者へ報告する。
- ・ 佐賀にゆかりのある賞品を調達し、当選者へ随時発送する。
- ・ 実施に必要な人員や機材、消耗品などを確保する。
- ・ キャンペーンの参加状況を定期的に発注者へ報告する。
- ・ キャンペーン参加に係る規約を作成する。

3 履行期間

契約締結の日から令和 7 年 1 月 31 日（金）まで

4 著作権等の取扱い

成果品に係る著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む）は、委託者に譲渡または使用許諾されるものとする。

5 検査、引渡し及び委託料の支払

- (1) 受託者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。
- (2) 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から 10 日以内に目的物について検査を行わなければならない。
- (3) 前項の検査の結果、種類、品質または数量に関して本契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があったときは、委託者が指定する期限内に取替えをし、また数量等に不足部分があったときは、これを追納し、さらに委託者の検査を受けなければならない。この場合において、再検査の期日については前項の規定を準用する。
- (4) 受託者は、検査に合格したときは、遅滞なく当該目的物を委託者に引き渡すものとする。

- (5) 受託者は、第2項の検査に合格したときは、委託者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。
- (6) 委託者は、契約の目的物が、契約不適合責任期間内に委託者の不注意によることなく破損し、又は故障を生じたとき、若しくは第2項に規定した検査においても容易に発見されなかった契約不適合が発見されたときは、受託者の責任において補修、代替物の引渡し又は不足分の引渡しをし、この費用を負担しなければならない。この場合、補修、代替物の引渡し又は不足分の引渡しは委託者の指示に従う。
- (7) 前項に規定する補修、代替物の引渡し又は不足分の引渡しの対象となる期間は、委託者と受託者が協議して定める。

6 その他

本仕様書に明示なき事項、または業務に疑義が生じた場合には、委託者及び受託者双方の協議を行い、決定するものとする。